

基調講演 ILO と日本

吾郷 眞一*



立命館大学の吾郷です。本日はILOの創立100周年そして大原社研も創立100周年という記念すべき会合にお招きいただきありがとうございます。この建物である大阪市中央公会堂も1918年に竣工してちょうど101年とのことで、素晴らしい会場で基調講演をさせていただける栄誉をいただきました。

私に与えられました課題は「ILOと日本」という、本日のシンポジウム全体のテーマでもあります。そこでILOの創立からの歴史を探ると同時に、今日のILOが抱えている問題、とりわけ私の専門である国際労働基準について、総括的なお話をさせていただきたいと思います。

ILOの設立

ILOの出発点は1919年の第一次世界大戦を終了させる平和会議でした。そのことは非常に重要な意義を持っていることを想起したいと思います。

写真1はベルサイユ平和会議です。写真2（次頁）は、平和会議のあとに調印されたベルサイユ条約の原本です。ベルサイユ条約の13篇に現在におけるILO憲章、Constitutionと言われているものの原形があるのですが、その部分の採択に関しては、国際労働法制委員会（Commission on International Labour Legislation）というものが設けられて、日本の代表もそこに参加しています（写真3, 4）。第一次世界大戦は、日本は戦勝国のほうに入っていたわけですが、その一員として、13篇の労働編の策定にも最初から関わっていました。ILOと日本は第1回総会からずっと関与していたことも確認したいと思います。



写真1 ベルサイユ平和会議（©ILO）

写真5（次頁）はロンドン帝国戦争博物館に所蔵されているベルサイユ条約調印の際の絵で、小さくて見

*吾郷眞一（あごう・しんいち） 立命館大学衣笠総合研究機構教授／立命館大学国際平和ミュージアム館長／九州大学名誉教授／ILO条約勧告適用専門家委員会委員。専門は国際法・国際労働法。近著論文として「国際労働基準設定の今日的意義」『Work & Life 世界の労働』2019年、5号（2019年9月）、「ビジネスと人権——ソフトローの役割」『法律時報』1142号（2019年9月）など。

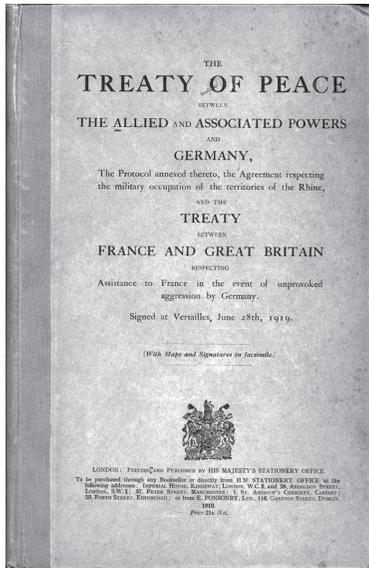


写真2 ベルサイユ条約（原本）（©ILO）



写真5 ベルサイユ条約の調印（右端が西園寺公望）（ロンドン，帝国戦争博物館所蔵）
<http://www.iwm.org.uk/collections/item/object/20780>

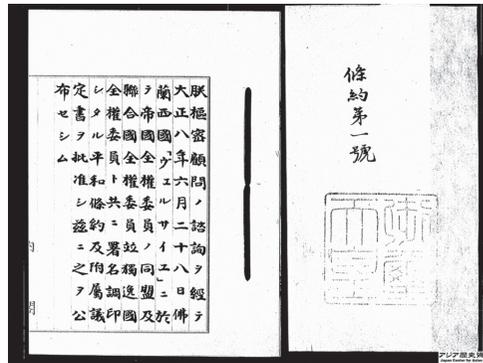


写真3 ベルサイユ条約の公布「同盟及聯合國ト独逸國トノ平和条約及附属議定書・御署名原本・大正九年・条約第一號（御12765）」（©JACAR）

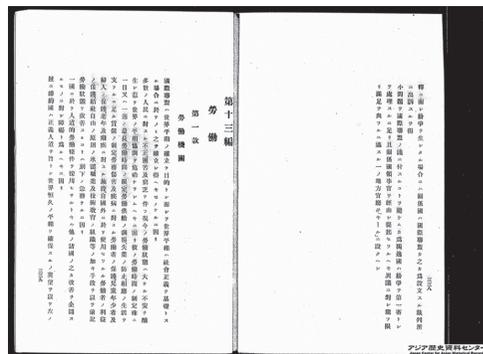


写真4 現在のILO憲章となったベルサイユ条約労働編「同盟及聯合國ト独逸國トノ平和条約及附属議定書・御署名原本・大正九年・条約第一號（御12765）」（©JACAR）



写真6 ILO第1回総会（©ILO）

づらいと思いますが、右下の一番端っこにころうじて顔が認識できるのが西園寺公望です。私が現在、立命館大学の平和ミュージアム館長という職務にあるのも、西園寺公望は立命館の学祖と言われていまして、最初に立命館をつくった人でもあり、何かのつながりがあるような感慨を持ちます。

写真6はILOのホームページにあります第1回総会の写真です。この第1回総会はワシントン

で開かれました。写真7, 8は、最初の総会の議事録と理事会の議事録です。この資料はもちろん、すべて本部にもありますし、日本の駐日代表事務所にもありますが、幸運にも1セット、立命館大学に寄贈していただきまして、数年前から立命館大学にもILO関係の資料が全部揃っています。

ジュネーブで開かれるようになったのは、第3回総会からです。その時の写真もILOのホームページに掲載されています。写真9は、ILO創設100周年記念で主催された、2019年4月のシンポジウムの時に撮影したパネルです。現在のHotel Kempinskiがあるところに位置したもので、なぜかKURSAAL（保養ホール）と書かれています。

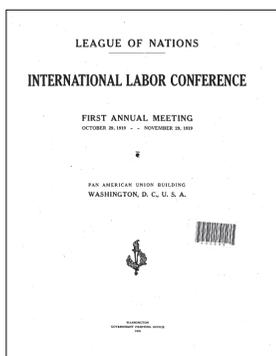


写真7 第1回総会議事録 (©ILO)

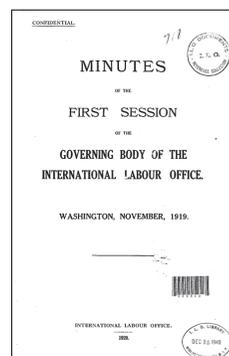


写真8 第1回理事会議事録 (©ILO)

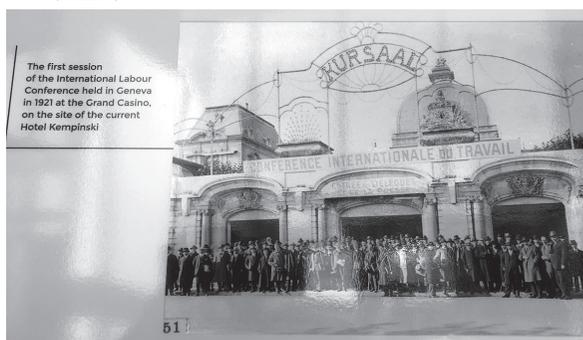


写真9 第3回総会ジュネーブ (©ILO)



写真10 1920年代の本部 (©ILO)



写真11 Albert Thomas / Harold Butler (©ILO)

ジュネーブで第3回総会が初めて開かれたときの事務局本部は、写真10のような建物でした。現在は赤十字本部になっています。写真11は、初代事務局長のアルベール・トーマ（Albert Thomas）と2代目のハロルド・バトラー（Harold Butler）です。2人の写真もILOのアーカイブから引き出すことができます。

三者構成主義

1926年から1974年まで半世紀にわたって、本部があったのは、写真12（次頁）の建物です。現在はWTOが使っている建物です。私が学生時代に初めてILOを訪れた時は、この建物だった覚



写真 12 ILO Headquarters.1926-1974
(©ILO)



写真 13 (1) 旧 ILO 本部(現 WTO 本部)
(筆者撮影)

えがあります。

その建物を今年の4月に私が訪れた時に撮った写真 13 を紹介します。(1) は建物の湖側の写真と、臨時に展示されていた、(2) は有名な3つの鍵です。この3つの鍵は、政労使の三者構成を象徴するものだと言われていて、ILO に入るときは鍵を3つ開けなければならないという象徴的なものです。ここに鍵穴も3つ並んでいます。最初の門にこういう装置があったらしいのですが、それが今、博物館に、現 WTO 本部の建物の中に所蔵されています。

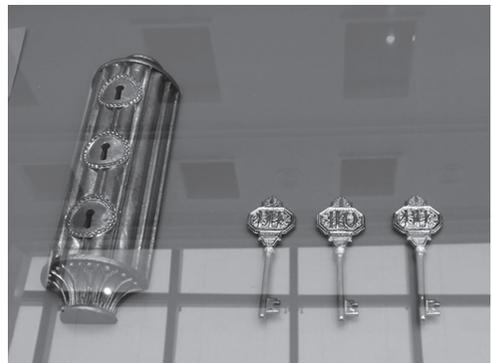


写真 13 (2) 旧 ILO 本部(現 WTO 本部) 政労使の鍵(筆者撮影)

ILO では数年前から 100 周年を祝うさまざまな活動を行ってきました。この4月には、ILO に関係する労働法と国際法学者を集めて、3日間のセミナーがジュネーブで開かれました。私も参加したのですが、その時に、特別な見学をさせてもらいました。写真 14, 15 はそのときのものです。現 WTO 本部の中ですが、ILO 時代の名残がま



写真 14 (左), 15 (右) 旧 ILO 本部ビルの名残(筆者撮影)

だいろいろなところに残っています。写真14は、オランダ政府が寄贈したデルフト焼きの壁画です。写真15も、労働を象徴する絵であり、こういうものがたくさんありました。ILOからGATTがこの建物を引き継いだ時に、GATT関係者の貿易屋さんにとってはあまりピンとこない絵だということで外したかったらしいのですが、せっかくだからということで残されたと言われています。

ILOは、政労使の三者構成であるために、今日まで永続してきたと言えます。第一次世界大戦後、ILOと一緒にできた国際連盟は崩れてしまいました。しかしILOは、第二次世界大戦を乗り越えて、現在に至って、100周年記念を祝うことができたわけです、それは三者構成が基本であったから、政府の一存だけで物事を決定できないことが、大きな要因だったとされています。

ILOは、1940年から48年の間、戦火を逃れるため、本部を移しました。写真16は、モンリオールのMcGill大学の一室です。図書室のようですが、ILOはそこに逃れて事務を行っていたという歴史的な写真です。

ちなみに、日本は1940年から1951年まで、ILOを脱退していました。

写真17が現在の本部で、よく見る光景です。写真18もこの4月に私が行った時に本部の11階の湖側から撮った景色です。非常に風光明媚なところで、晴天だったこともありまして、一番後ろにはモンブランがはっきり見えています。有名なJet d'Eau(大噴水)も見えます。

政労使というILOの三者構成主義は、このあとのパネルディスカッションでも取り上げるテーマですが、ILOの非常に象徴的なものであると同時に、活動全体にも重要な役割を果たしています。写真19、20(次頁)は、総会と、たまたまニュージーランドの4人の代表団ですが、代表団は政府2人、労使それぞれ1人の代表からなり、総会に参加します。

理事会も同様です。写真21は、今年の4月に行われた、Law for Social Justiceと呼ばれるセミ

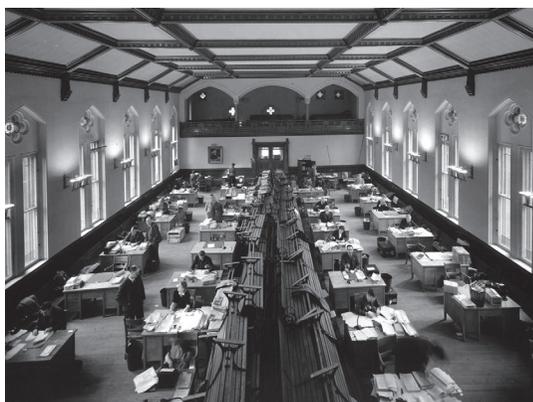


写真16 Morrice Hall, McGill University, where ILO set up its temporary headquarters from 1940-1948 (©ILO)



写真17(上), 18(下) 現ILO本部と本部からの景色(筆者撮影)



写真 19 三者構成総会 (©ILO)

ナーのもので、ここが理事会の会場でした。理事会の会場は、広大なホールとは違いまして、ジュネーブのILO本部ビルの中にあります。

総会の会場は、ILO本部ビルの中では抱えきれません。各国代表が4人ずつ、加盟国数は187、各国4人参加となると、1,000人近くになってしまいます。それぞれアドバイザーも付いていますので、総会の会場は旧国際連盟の建物を使っています。



写真 20 代表団 (政府2人、使用者代表1人、労働者代表1人) (©ILO)



写真 21 理事会会議場 (筆者撮影)

ILOの主な活動

ILOの創立から総会と理事会の流れをざっと見てまいりましたが、ここからはILOの主な活動として、とりわけ私が専門としている国際労働基準についての活動と、国際労働基準設定と適用・監視の側面です。どのような課題があるのかというお話をさせていただきたいと思います。

主な活動は、大きく3つあります。第一に国際労働基準の設定(条約と勧告の採択)、第二に国際労働基準の履行監視(モニタリング)、第三に技術協力です。これまでILOは、単なる基準設定だけの規範的な機関だと言われることもありました。normative organizationと言われるのですが、1960年代以降、規範設定だけでは足りないのではないかということで、技術協力にも焦点を当て始めるようになります。ただ基準設定は、1919年に創立した時からの根本マンデート(委託事項)であり、世界の平和は労働基準が平準化されない限り達成できないという、ILOの根本理念を実現するための中心的な活動であり、ILOの設立以来、ずっと中心を占めてきている活動です。

実は何度かILOも危機に直面しました。もちろん第二次世界大戦という危機もありましたが、それ以外にも、たとえばアメリカが一時脱退することになって、大口資金の拠出国が脱退したことで予算的に厳しくなったことがありました。いろいろな活動の予算が削られたのですが、基準設定についての活動だけは削られることはありませんでした。基準設定はILOにとって基本であるという認識は、この100年間ずっと続いてきたとあっていいと思います。



写真 22 基準適用審査機関の歴史資料
(筆者撮影)



写真 23 基準設定関係資料 (筆者撮影)

写真 22, 23 も私がこの 4 月に撮ったもので、記念シンポジウムの際に飾られていた資料の 1 つです。当時の批准書をピックアップして撮られた写真が展示されていました。写真 22 は、基準適用審査機関の歴史資料としてあったものです。立ち上がって話しているのが、70 年代の事務局長のウィルフレッド・ジェンクスです。非常に著名な国際法学者でもありました。その左に座っているのは、バルティコスという、当時の国際労働基準局長で ILO 基準の神様のような存在です。もう少し右にいきますと、専門家委員会の委員の 1 人で、元最高裁長官、東大の国際法の教授だった横田喜三郎先生が座っています。これは専門家委員会の当時の風景です。

写真 24, 25 は、最近の ILO 条約勧告適用専門家委員会の模様です。専門家委員会は、連続と 90 年にわたって ILO 基準の適用監視の一角を担っています。



写真 24 ILO 条約勧告適用専門家委員会 (2014 年) 審議風景 (©ILO)



写真 25 ILO 条約勧告適用専門家委員会 (2018 年) メンバー (©ILO)

守るべき価値と促すべき変化

私は今年、日本 ILO 協議会が発行している雑誌『Work & Life 世界の労働』に「国際労働基準設定の今日的意義」と題する論稿を寄せました (『Work & Life 世界の労働』2019 年, 5 号, 2-8

頁）。そこで書いたことが、今日お話ししたいことと関わりますので、紹介したいと思います。

第一次世界大戦を終了する1919年の平和会議の成果としてのベルサイユ条約で、国際連盟と並んでILO（国際労働機関）が設立され、その主たる活動として国際労働基準設定が開始されるが、それは国境を越えた形で労働基準が平準化されないと、社会正義が国内的にも国際的にも十分に達成されないという認識の上に立っていた。「いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから」という憲章前文にある認識がそのことを示している。

自分の事業所、あるいは自国の産業だけが労働条件を改善すると、コストの増大を招いて世界市場における競争に負けるから、隣の事業所や、隣国の産業も一緒になって労働条件を上げていかななくてはならない、という発想である。放置しておく、いわゆる底辺に向けての競争（今日で言うところのグローバル化の負の側面）となるので、それに国際社会全体で対抗していこうとする考え方である。

「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、」という憲章前文の冒頭もまた、国内社会で正義が達成されていないと、それは世界に悪影響を及ぼすという認識を示すもので、グローバル化対応の心構えといえることができる。

超グローバル化した21世紀におけるILO基準（国際労働基準）設定の意義も、1919年以降の20世紀におけるそれが持つ意義と基本的に変わるものではない。

もちろん、世界社会状況が変わることにより基準自体が持つ意味が変化したり、不適切になって改正がなされたり、廃棄されなくてはいけなくなったり、内容的に変容を受けてきたことは確実に認められるが、基準設定自体の意義、すなわち底辺への競争を避けるための労働基準の平準化と、その効果としての労働条件の改善という意義が今までも変わることはない。

1994年の75周年記念の際に刊行された事務局長報告「守るべき価値と促すべき変化——社会正義の将来展望」の表題は言い得て妙である。ILOには「守るべき価値」があるのであって、変容が加えられながらも、それは不変なのである。

ここで強調したいことは、ILOにとっての国際労働基準設定の意義です。1919年と同様な意義が、今日でもあるのだということを、主張したいと思います。1919年、第一次世界大戦が終わった時に、ILOは国際連盟と一緒に設立されました。そして、その中で労働編、第13篇として、ある意味では国際連盟と並列の姉妹機関としてできたことの重要性は、どれだけ強調してもしすぎることはありません。

すなわち、究極的に平和が達成されるためには、社会正義が達成されなければいけない。これはやはり戦争を経験して、単に厭戦気分だけで、できたものではない。戦争をなくすためには、社会正義が達成されなければならないという認識のうえに、それまでの労働運動と使用者の活動が相まってできたものであるということ。このことを再度想起すると同時に、これが今のILOの活動の原点でもあり、中心であるということを確認したいと思います。

使用者にとっても、労働者にとっても、ILOは重要です。もちろん労働組合にとって、労働基準

が高まること、基本的労働権が達成されること、保全されることは、重要であることに疑いの余地はありません。労働組合が、さまざまな提訴を通じて、国際労働基準の実施を担保していくためには、ILOというしっかりとした仕組みがあって、それを労働者が利用することによって、いわば国際労働基準の判例のようになっていることを考えると、労働組合の役割は大きいです。

同時に使用者の役割もまた重要です。なぜ重要かという点、そもそも論になりますが、1919年にILOが創立された時には、使用者の意図が働いていました。1917年にロシア革命が起きます。ロシア革命が起きると、西側の資本主義国の使用者、資本家たちは、驚くと同時に、恐れを抱きました。そのまま放っておくと、革命は西側にも及んでくるかもしれない。そうなる前に何とかできないかと思ったわけです。

もともと先進的で開明的な使用者はいました。まさしく大原社研の創始者、大原孫三郎です。私はロバート・オウエンとイメージがだぶるのですが、そういった開明的な資本家たちがいたわけです。ただし彼らも純粋に人道的な考慮から動いていたわけではありません。つまり、自分たちが労働基準を守って、労働者の人権を確保していくためには、周りもやってくれないと、競争に負けてしまう。労働コストが高まり、その分だけ競争力が削がれるので、みんな一緒にやってくださいということで働きかけたわけです。

そういった意図が1919年にILOができた時に強く存在したのですが、今でもあると思います。ですから使用者にとっても、ILOという機関があり、世界中が足並みを揃えて労働基準を上げていくことは、自分たちの活動を維持していくためにも必要だという意識は強いものがあります。

自国の産業だけが労働条件を改善すると、コストの増大を招いて世界市場における競争に負けるから、周りの国でも同じく労働条件を上げてほしい。よく「底辺への競争」という言葉が使われますが、みんな揃って底辺に向けて競争するのではなく、天井に向けて努力しようではないか。そういう、より良い未来に向けた上を目指した競争をやりましょうという発想です。憲章の一部になっているフィラデルフィア宣言の中にも「労働は商品ではない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」という名文句がありますが、その発想は、労使両方の発想であるといっていると思います。

引用部分の最後に記したのは、「超グローバル化した21世紀におけるILO基準（国際労働基準）設定の意義も、1919年以降の20世紀におけるそれが持つ意義と基本的に変わるものではない」ということです。これは事実ではありますが、しかし、やはり20世紀初頭と21世紀の今ではだいぶ状況が変わっているのです。基本ではありながらも、その基本を何らかの形で少し修正していく必要はあるのではないかと考えています。現実にILOも古くなってしまって、ほとんど批准されなかった条約、あるいは批准されても実際には適用されていない条約を廃棄するとか、棚上げにするとか、いろいろやってきています。ただそれだけではなくて、もっと別なことをしなければいけないのではないかというのが、創立75周年記念のときに発行された事務局長報告です。これもまた名文句であると思うのですが『守っていく価値と促すべき変化』という題名で、事務局長報告が書かれています。

「守るべき価値」、すなわち、連綿と続いてきた基準設定と監視は、毅然として守らなければいけない。多数国家で、多国間で、問題を解決していく。その基本である国際労働基準設定を毅然として守っていかなければならない。この点は譲れない。しかしながら、内容その他は少しずつ変えて

いってもいいのではないか。あるいは、方法も変えていってもいいのではないかということを提唱しています。

条約の批准——国際労働基準が本当に機能するための条件

最近、とりわけ問題になっているのは、条約の批准状況です。国際労働基準の基本である各種のILO条約は、やはり批准がないと動きません。国際労働基準の適切な実施を担保していくための特別手続も、基本的には批准がないと進めていけないわけです。ところが批准がなかなか進まない場合がある。とりわけ日本です。図1はILOのホームページのNORMLEXというところから取った指標、図ですが、全体として8,000を超える批准数があります。200近い条約が全部批准されると、単純集計すると8,000を超えます。それから、個別に第87号条約から第144号条約まで、基本権条約8つと、ガバナンス条約4つの批准数が出ていますが、基本権条約を見ても、たとえば第29号条約などは178の批准数がありますが、なかなか難しい条約もあります。

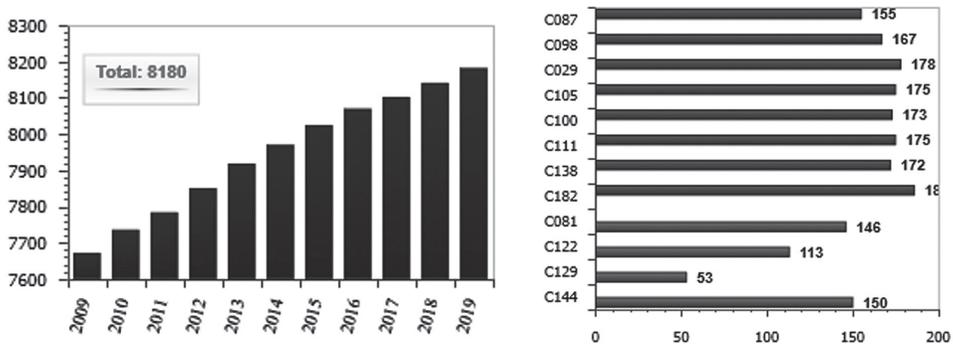


図1 条約批准状況 (ILO NORMLEX より, 2019年10月25日)

現に、たとえば第5号条約 (1919年の最低年齢 (工業) 条約) という古い条約を見ますと、第5条に「本条約ノ日本国ニ対スル適用ニ関シテハ第二条ニ左ノ変更ヲ加フルコトヲ得」とありまして、若干、緩めの条件を設定しています。これはすぐに終わるのですが、初期の頃ののものには、そういった柔軟条項が入っているものがありました。こういうことをしてでも、批准数を高めようと昔からなされているわけですが、それにしても批准がおぼつかない。

表1は日本の駐日事務所のホームページから取ったものですが、条約の数は189で、日本の批准数は49しかありません。加盟国全体の平均数は確かに44と低いのですが、OECD諸国は75ですので、日本はかなり少ないことがわかります。なかにはスペインとかフランスとか、イタリアもそうだと思いますが、ベルギーなど、EUの中心の部分の国々はみんな100を超えています。日本は少ないと同時に、基本権条約と言われている8つの条約のうちの2つを未だに批准してい

表1 数字で見る国際労働基準

加盟国数	187
条約の数	189 (うち撤回・廃止11, 棚上げ19)
日本の批准条約数	49
加盟国の平均批准条約数	44
OECD諸国の平均批准条約数	75

ない（強制労働禁止についての第105号条約と、雇用及び職業における差別を禁じた第111号条約）という弱みがあります。

第105号の場合、公務員のストライキ権問題があり、法律改正がなされないと批准できないことはわかるのですが、第111号条約のほうは、明白に抵触する法はあまりなく、理論的には批准可能ならずです。日本がILO条約の批准数が先進国の中で際だって低いことは（特に基本権条約2つが未批准であることは）、ILOから常に指摘されていることでもあり、ILOと日本の関係を考えるうえで、次の100年ではしっかりした対応が望まれます。

なお、批准数の増加は、基本権条約だけに限らず、いわゆる技術的条約についても目指されるべきであると考えます。労働安全衛生と労働条件に関する条約は多いのですが、日本が未批准の条約も少なくないので、まだまだそちらにも批准の余地があります。狭義の労働基準（労働時間、安全衛生）は、直接労働者の生命に関わるものですから、それらの未批准は、場合によっては基本権条約の未批准よりも個々の労働者にとっては危険性が高いと言えます。昨今の「働き方改革」で変革しようとしているものの中核的な部分でもあり、日本の大きな課題です。

21世紀におけるILO条約の課題

日本の批准数も誇るべきレベルではないのですが、ILO加盟国全体の平均批准数は、それよりも少ないです。これは、途上国の低批准数や米国のような特殊な国が平均を押し下げていることも要因の1つです。スペイン、イタリア、ベネルックス（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）は全部100を超えていますが、全体的に見て批准数は高くはありません。しかも、条約が特に対象としているような国が批准しない場合が見受けられます。たとえば移住労働者条約は、特に労働者受け入れ国に批准してもらいたいのですが、むしろ労働者派遣国の方が多く批准している現状があります。

この条約批准の問題は、何とかしなければいけないとずっと言われてきたのですが、100年たった今でも伸び悩んでいるわけです。そのことに関連して、先ほど言及した、創立75周年記念の事務局長報告『守っていく価値と促すべき変化』では、推進すべき変化として、批准を必要としない、ソフトな方法が書かれています。

具体的にどういうことかという点、一例となるのが、結社の自由に関する特別手続です。結社自由委員会（CFA）と言われているものですが、これが活動し始めて50年以上たっていますが、実は憲章のどこにも根拠規定がありません。法律的な言葉、国際法の表現を使うと、ソフト・ローです。批准していなくても、その仕組みが動いて、そこで問題が解決されていく。実質的にかなりの問題が解決されたわけです。そういうものを考えると、類似の方策を別の条約についても考えてもいいのではないかと。つまり、結社の自由についての特別手続のようなものを、結社の自由原則についてだけでなく、強制労働、差別、あるいは、いわゆる技術的条約と呼ばれている一群の条約群を実質化できるような仕組みを作ることができないか。

その他の一例としては、1977年にできた多国籍企業に関する三者宣言というのがあります。これはILO条約でもILO勧告でもない、理事会の宣言ですので、総会を経ていません。ですから、われわれ国際法学者にいわせると、法的拘束のない国際文書で、いわゆるソフト・ローです。これをもうちょっと活用していけばいいのではないかと。この宣言は、最近2017年に大改正がなされま

した。これをさらに改良して、使い勝手が良いガイドラインを作り、そこに引用された多くのILO条約・勧告をもっと頻繁に援用できるようにすることを推進するような活動をILOも始めているといわれています。

それから、公契約の中に労働条項を取り込む。たとえば今、オリンピック関係の建築などでも、いろいろな公契約が結ばれていますが、そこに国際労働基準に則った労働条項を取り込むことを条件化するような動きが1つの方法として考えられるのではないかと。

最後に一例として挙げられるのは、CSRの活用です。CSRは企業の社会的責任と言われている自発的な宣言ですが、その中に労働CSRを取り込んで、とりわけ国際労働基準を参照する。企業が自発的にILO基準を取り込んだCSRを行う形で、批准というハードルを越えることなく、実質的に適用していくことも考えられるのではないかと。このようなことをILOも最近、考え始めています。

これまでのILOは、これらの補充的方法には後ろ向きだったようです。なぜかといいますと、ILOの基幹業務は国際労働基準の設定と実施の監視であり、それ以外の方法で実質的に国際労働基準遵守を確保していくというようなことは、ある意味では危険です。基準設定と仕組み、適用の監視以外のレベルで、国際労働基準が適用される。あるいは、それが素通りされることになると、何かわけのわからない解釈が成り立ってしまうかもしれないということで、後ろ向きだったのですが、そうはいってられない。しかも、経済がグローバル化した。創立時の1919年も実はグローバル化していたのですが、それに輪をかけるような超グローバル化時代になってきますと、一国だけでは対応できなくなってしまう。実質的に国際労働基準遵守を確保していくためには、時代に即した形で本務を遂行するという意味で、補充的方法もまた重要であると考えられています。

最終的には、国が条約を批准して、国が適用して、三者構成のILOがそれを監視していくという仕組みは変わりません。ただ、企業が力を付けて、特に多国籍企業が国のコントロールの枠を超えて活動するという状況を考えると、国の批准を待つのではなく、直接企業に働きかけて、やってもらおうではないかという発想です。これはILOだけではなく、OECDもそうですし、最近は国連指導原則といわれるビジネスの人権の原則を採用して、直接企業に働き掛けています。これをILOも取り込むべきではないかという動きがあって、そういう方向も見えてきているところです。

ただし、そういった動きはあることはあるのですが、ILOの基幹業務は、やはり国際労働基準の設定と実施の監視でありまして、それ以外の方法で実質的に国際労働基準遵守を確保していくというようなことは、あくまでも補充的性質を持つものであるということは、やはり最後にいわざるを得ないと思います。そういう意味で、1975年の事務局長報告を何度も引用していますように、「守るべき価値」はしっかり守っていく。「促すべき変化」もあるけれども、それは補助的なものとしてやっていくというのが、今日のILOの最新の状況ではないかと思います。

労働基準に若干フォーカスを当てた講演になりましたけれども、ILO全体の活動についてと日本の課題を含めさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

【写真出典】

ILO ホームページ（[http://www.ilo.org/dyn/photolib/en/f?p=600817:1:6098302712025](http://www.ilo.org/dyn/photolib/en/f?p=600817:1:6098302712025;)、最終閲覧 2020年7月6日）